

継続検査 OSS に関する技術情報管理手数料について

本年 10 月 1 日から検査時において技術情報管理手数料(400 円/1 台)が追加されることはご承知の通りですが、振興会を代理人とした継続検査 OSS を利用した場合は、日整連の立て替えによる納付後まとめて請求する「予納金方式」となります。(現行の軽検査手数料の支払い方法と同様です。)

9月から10月への過渡期では、申請するタイミングや不備の有無により技術情報管理手数料の要・不要が変わりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

詳細は以下の通りです。

継続検査 OSS (全て 1 台当たり)	登録車	軽自動車
検査登録手数料	1,000 円	1,100 円
自動車重量税	金額は車種による ダイレクト納付	金額は車種による ダイレクト納付
技術情報管理手数料 R3/10/1 追加	400 円 日整連の立替による納付 (まとめて請求)	400 円 日整連の立替による納付 (まとめて請求)

申請代理人が	9月中に申請 ※16時まで	10月以降に申請	技術情報管理手数料
			不要 必要

【過渡期における注意点】

1. 9月末日は可能な限り申請処理を行いますが、16時以降に申請データが届いた車両につきましては10月1日以降の扱いと同様、技術情報管理手数料が必要となります。
2. 9月中に申請したデータが却下等になり10月1日以降に再申請を実施した場合、再申請処理時に技術情報管理手数料の納付が必要となります。

担当:事業部 藪木・安藤・森田
TEL:086-259-3500